

貞丈雜記

四之上

五五〇〇番

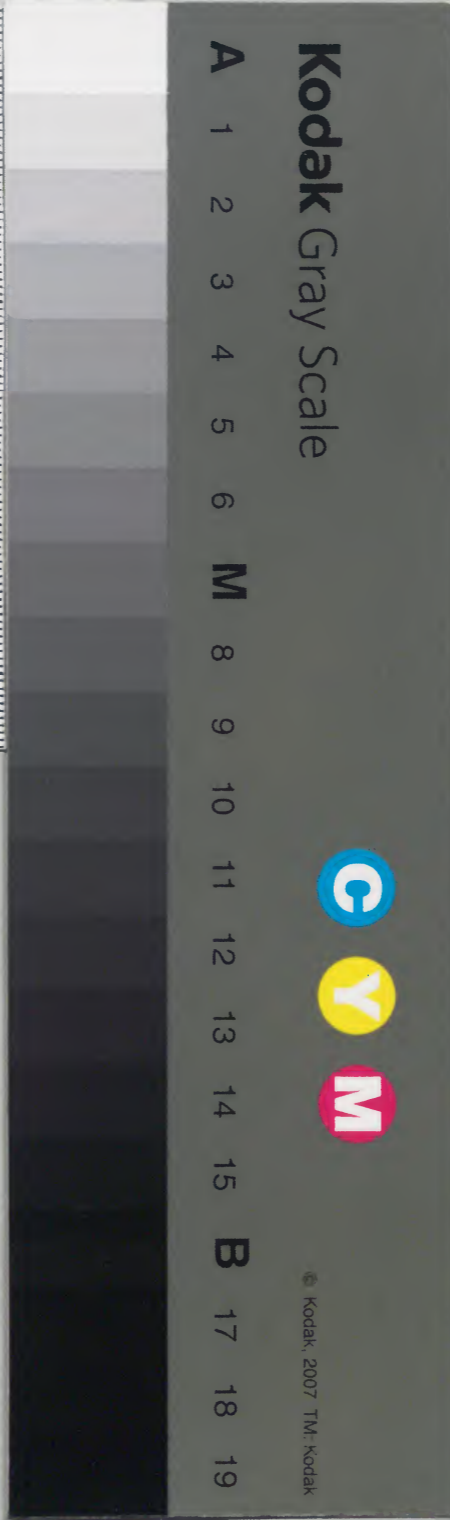
農務省			
庫	文	閣	内
一五三函	三	一四二號	和書類
一七架	二冊	二	

第一 共

太政官文庫			
庫	文	閣	内
三	二	二〇八	和書門
二冊	一	三	
冊	函	號	

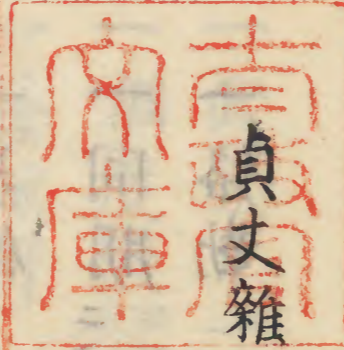
禮

内閣文庫	
番號	和 11422
冊數	32 (7)
函號	153 287

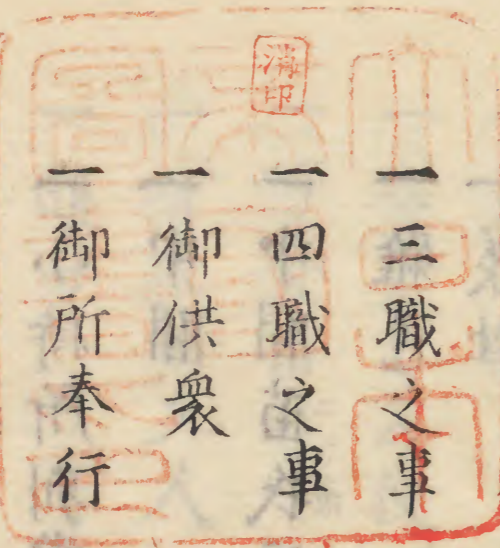


貞丈雜記卷之四

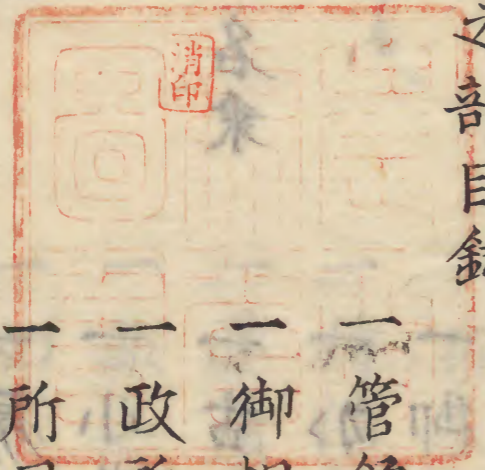
明治十二年購求



役名之部目錄



- 一 三職之事
- 一 四職之事
- 一 御供衆
- 一 御所奉行
- 一 評定衆
- 一 奉公方
- 一 申次



- 一 管領之事
- 一 御相伴衆
- 一 政所
- 一 所司代
- 一 奉行衆
- 一 走衆
- 一 五ヶ番



雜記四

目一

一番方

一採題

一國人之事

一小侍所別當

一中間

一中間苗氏不名乘

一雜色

一養仕

一同朋

一恪勤

一節朔衆

一在國衆

一侍所別當

一房

一小者

一古之中間小者

一かせもの

一御所侍

一御未男

一被管

一武家十一位之事

一調度掛

一蔭涼軒

一太刀もちの役

一弓袋指

一公人朝夕人

一隨身

一駕輿丁

一倉法師

一仕丁

一御部屋衆

一使節

一布衣之役

一侍法師

一草履取

一派上げ

一如木退紅

一押領使

一代官

一舎人之事

一前駢

一放免 三ヶ条

一力者

一公方之御小者

一馬廻侍

一馬部吉祥

一鞭差

一隨兵

一國司守護領家地頭

一念人

一雜掌

一御あう頭

一足輕

一房の比ひの髪

一乗替

一旗差

一御鎧着

一孔子之役 ニヶ条

一從者

一右筆

一兄部 コシカクベ

一御小袖御番衆

一三國司

一廳御坊

一家司役

一油持

一公方人公方者

一之乃右筆

一御出奉行

一近習之車

一仕丁

一奈良之御供衆

一國分奉行

一半守護

一引付方奉行

一出車衆

一御はのひ方右筆

一唐物奉行

一御さし之車

一觸口之車

一 執事代

一 高家之事

一 公卿入 官位之部 目錄

一 官職之事

一 補任之事

一 權官之事

一 前官之事

一 昇進之事

一 叙留之事

一 年寄家老宿老雜掌何誰代

一 位之事

一 叙爵之事

一 兼官之事

一 散位之事

一 越階之事

一 相當と云事

一 贈位贈官

一 品位之事

一 叙位之事

一 上卿之事

一 長橋局

一 口宣之事

一 綸旨之事

一 宣命

一 院

一 女御

一 職掌

一 除目之事

一 節會

一 内辨外辨

一 摂政關白之事

一 宣旨之事

一 位記

一 准后

一 東宮

一 公卿

- 一 殿上人
- 一 堂上と云事
- 一 將軍宣下
- 一 兵杖宣下
- 一 文官武官
- 一 踐祚
- 一 國母
- 一 院之御事
- 一 東宮之御事
- 一 官途之事

- 一 昇殿
- 一 遷任
- 一 禁色宣下禁色之事
- 一 隨身
- 一 御即位
- 一 大嘗會
- 一 天子之御事付尊称品々
- 一 摂家之事
- 一 位階之事
- 一 受領之事

- 一 督之字之事
- 一 正之字之事
- 一 四分官之事
- 一 官位唐名
- 一 源氏長者
- 一 四品之事
- 一 如木
- 一 公家之事
- 一 侍讀
- 一 官位故實之書

- 一 太輔少輔之事
- 一 太夫之事
- 一 判官
- 一 太閤
- 一 淳和院特學院別當
- 一 宰相之事
- 一 退紅相
- 一 位署書之事
- 一 一人のよき之事
- 一 鞞履之事

雜記四

目五

- 一 廷尉佐
- 一 傳奏
- 一 柳營
- 一 坊官
- 一 外記
- 一 警蹕之事
- 一 又みろく之事
- 一 職事
- 一 南殿之事
- 一 三公九卿
- 一 女官
- 一 幕下
- 一 大樹
- 一 待法師
- 一 官幣
- 一 文位勲位
- 一 内侍宣のよみ
- 一 陣之座
- 一 町人之官位
- 一 月卿雲客

- 一 上達部
- 一 内々云事
- 一 天子之御車
- 一 新嘗會
- 一 職事散車
- 一 無官之太夫
- 一 受禪
- 一 公事
- 一 内親王
- 一 入道親王
- 一 百鋪
- 一 朝の字みかどくすむ事
- 一 天子の御嫡子之事
- 一 非参議
- 一 陰陽家
- 一 讓位
- 一 遜位
- 一 諸王
- 一 法親王
- 一 無品親王

- 一 門院之事
- 一 御宇
- 一 被接官
- 一 令外之官
- 一 立后
- 一 國司
- 一 内位外位
- 一 太守之事
- 一 北面始
- 一 木鳥
- 一 重祚
- 一 被官
- 一 流外官
- 一 立坊
- 一 出居侍從
- 一 八双
- 一 國主
- 一 布衣始
- 一 殿下
- 一 番長

- 一 番頭
- 一 假御隨身
- 一 兼宣旨
- 一 執柄乃事
- 一 下鴈の御隨身
- 一 衛府之侍
- 一 拜賀奏慶慶賀
- 一 武家を清花に準ずる事

以上

三職四職ハ義滿
將軍應永五年ニ
定ル南朝紀傳ニ
見
鎌倉年中行事云
管領之執權ト云
事ヲ毎々諸人申
ス条不可然其故
ハ管領トハ氏ノ
時ノ詞也
八段之記ニハ執
權トノセラルト
也然則管領之一
人ヲハ執事ト申
ヘキ也

貞丈雜記卷之四

役名之部

一 三職ト云ハ斯波氏武衛細川氏畠山氏ト云ハ其家ヲ云ヒ
家ハ管領職クハシレイヲ勤メ家ある故ニ職ト云也
一 管領ト云ハ執權職也家老の事也クカウシキヨシノリコフ尊氏卿義詮公ヨシノリト云ハ
執事職ト云義滿公の御代ヨリ改メ管領職ト云斯波
細川畠山の三家ヲ勤メ也也管領ト云ハ其家ヲ

門人

千賀春城 同
岡田光大 校

洞院家記後深中
院執權小略大
御言家頭朝吉田
中納言家隆俊ま
年中諸大名脚
成記云始ハ執事
職ト云貞治比ヨ
リ管領ハ始リシ
也

貞和雜記云
四職ト云ハ
殿内トモト也

家職トモ也或説云足利尾張守高経入道道朝ノ義
詮公ト云作多経天下此事を管領セシめて多とあり
あり管領の号ハ起りたりト云ハ義満ハ代
ハ細川頼之ヨリ管領職ハあり高経入道の子斯波右共衛
佐義將を管領ト云ハ斯波の家代ハ武衛ト云武衛
トハ兵衛の唐名也代ハ右兵衛佐ト云ハ故也畠山尾
張も義深ト云の子右衛門佐基國管領ト云畠山細川斯
波の三家をニ管領トモニ職トモ云
一四職ト云ハ山名一色細川讃州畠山修理太夫を云又四殿
衆トモ云書札禮多ト云ハ貞衡云山名一色京極

建武ハ元弘ナル
ベレ

赤松を曰職ト云トシテ時代ト云ハ遠ある於侍所の
別業を勤ム也
一御相伴シヨウバント云ハ大名ハ内ト云ハ度量をト云御相伴ト云ハ
セシム也公方孫諸大名ハ御成の時御相伴ト云ハ
也殿中ト云ハ御相伴ト云ハありす
一御供衆ト云ハ建武元年ト云氏公謙倉より御上洛の時御
供侍ト云ト云人ト云也伊勢守家ト云御供衆ト云ハ一也ト云人ト云ハ
子孫を後ト云ハ御供衆ト云名付テ公方孫の御前近ク
名ハシラセ朝暮御膳の御室ト云仕ト云外御ト云ハ近ク御
用ト云ハシテ侍ト云也今御小姓ト云ト云人ト云ハ勤ト云ハの御

通り之事其番ニテ孟^カ勢りう事ハ然と後頭先祇儀
あり大方家々の次方^カありし事也

一 番方と云ハ右此ハケ後之事也 又改衆氏云

一 節^カ羽衆と云ハ右の五ヶ後之事也殿中^カ次^カ記^カ見^カ

節ハ五節供也朔ハ朔日也番方の節ハ常々公方極^カ以目見

か一年始五節供朔日十五日計以目より加節^カ朔^カ云

也 室町殿ノ代節朔
也 節よりよりありし

一 探題と云ハ九州あ^カ九州惣^カ探^カ奉行^カ人^カ也 ソレハ

以人子付^カ出^カ也探題の人ハ國持也

一 在國衆と云ハ京都へ集勤^カ事^カあり常々^カ國信^カ居^カ

大名ノ事也

一 國人^{クニウヂ}と云ヒ在國^カの事也書^カ札^カ条^カ云宗刑部^カを^カ擯^カ及^カ去^カ役

津嶋^{ツシマノクニウヂ}國人也云此^カ勢^カあり

一 侍所^{サムライトコロ}別當^カハ侍^カの頭也勤^カ役^カあり侍^カと云ヒ侍^カの祇^カ儀^カす

侍所^カ侍所^カと云其侍^カを支配^カする人^カを別當^カと云

一 小侍所^{道習侍所}別當^カと云ハ貞衡^カ云小侍^カハ侍^カより下の侍也小使^カを

とす侍^カの祇^カ儀^カする人^カを小侍所^カと云小侍^カを支配^カする人^カ

を小侍所^カの別當^カと云侍^カ成^カ次^カ方^カ古^カ実^カ云小侍^カ所^カ以^カ圍^カの^カ

自然^カ以^カそれ^カの時^カ役^カ人^カ供^カ奉^カ人^カを^カよ^カを^カせ^カ役^カ人^カ祇

候^カの御^カ殿^カありし思^カは^カ役^カ人^カを^カ小^カ侍^カ所^カと云

東鑑ニ建保六年
定侍所司五人北
条泰時為別當山
城大天判官行村
三浦左衛門教村
江判官能範伊賀
次郎兵衛尉光家
云
太平記卷二三
殿
被^カ開^カ練^カ下^カ攻^カ備^カ達
を^カ破^カ向^カじ^カより
侍所^カより^カ侍^カ
水火^カの^カ責^カを^カ致^カ
一^カク
東鑑卷廿四最久
元年七月廿八日
辛酉晴有^カ侍^カ等
定^カ於^カ前^カ代^カ者^カ可^カ然
華^カ皆^カ離^カ著^カ到^カ于^カ西
侍^カ常^カ時^カ堀^カ内^カ不^カ及
手^カ廣^カ之^カ間^カ無^カ侍^カ仍

一將軍家ノ義式汝法應仁の乱ニ後縁つらるり多き極り旧紀
及つり御格勸ヲ中居ナカイ殿ト系ケちり御鎌倉年中行幸ノ見

格勸ヲカクコト
ヨムベシ

一被管ヒクハ所ト古知行ノ地侍チサマラヒとり若カうり地ノ居住ノ未レあり

とり侍ノありニ侍ノ傳ノ地頭ノより支配シとり名ノ一ノ侍ノ之ノ被レ友トとり

管ヒクハせしもも也ト支配ノをスとり外ノ同ノ意ト地頭ノ也ト

一或説ニ云フ京都將軍の御代武家の十一位ト事トあり一以テ一族

二ニ大名三ト守護四ト外ト攝五ト評定六ト御供七ト申次八ト番方

九ト國人十ト奉行十一ト未男ト也ト貞文ト按ズとり十一位ト我

家ノ記録ニ足リずレ足利殿御代諸侍ノ格式十一位ト限ル

とり侍ノ多クとり二職ト四職ト政所ト格勸ト同朋ト

武士ト此位ノの外トあリとり十一位トとり名ノ目ノ後ノのノいハ出ル

事トありト

一御部ヘ屋ヤとり六条ト御書ト云フ御部屋トとり御一家ノ内ト

陰ニ公ト安キとり迎ムとり細川ト治ト於テ浦ノ殿ト壽文ノ房ト今一人ト

一義式部ト必ト補ト及ト此ト人ト亦トとり夜ト毎ト祇ト傳トとり是ト人ト

御用心ノのノめト夜ト毎ト御寝トとり侍トとり書トとりとりとり

海トとり一ト家ノ人ト勤トらレ也ト

一調度掛トとり後トハレ主君ト此ト以テ手ト矢トをト持テ御供トノノ役ト也ト御子

とり手ト持テ御天トハレ服トとり一ト肩ト也ト義教ト公ト御ト入ト服ト記ト

調度殿内各々
書々各々
書我物持満會
左右ノ帯刀ニ行
どめり人ゆん
いぶ
東鑑廿三云建保
六半將軍実朝任
大將為并履參鶴
關隨兵江ノ判官
能範布衣草緒ノ
細尾朝太刀印等
三人雜色四人調
度掛一人放免四
人

調度殿一人号胡籙殿とあり東鑑にも調度殿の事あり
東鑑卷三十三右大將頼朝の作は初より二十の歳を以て其
 人の歌を討てり人ども若くあらず調度殿人の子に
 良すと常の事なり此役も傳世人事當時は
 最も勇士の面目小伎も由東鑑も名を以て後世に
 て才天を立並う道具を調度殿と名付る物あり此事ハ武具
 の部ニ記す又調度殿と書ててはげくはありは
 ハ多かりの部ニ記す

一調度殿の役人調度のうけ松別乃儀ありエヒラ服を
 左に持てる上ハ右に馬ノ耳ニツのるなり

太平記四十中
 儀前五郎左衛門
 尉高久フタエカ
 リキヌニテ調
 度ノ役ニ候ズト
 アリ

常に討る上、右持の同、歩行の時、右の外竹を左の肩
 にあはせり兼員松武具ノ部見合持也は衣米ハ、これ素襖袴衣付の定なる

一調度殿の役人を將軍家のめ、具、右の東鑑太平記
 等にも見えたり又將軍ありぬ人も見え具する也義教公御
 え服記は執權左衛門佐義淳調度掛一人召具中
 り号胡籙殿とあり又東鑑にも宇都宮右衛門尉以下六
 人調度殿の具、右の東鑑にも調度殿の役も一人
 一人は都合六人あり又義教公御え服記ハ侍所赤松仲
 徳も義雅が即從の行狀を記して僕ハ紺の直垂は根倍

かく紋を押す皆調度を掛子蓋はるぬき先親子任する歟
とあり皆くつ字より人数ありぬれども一人より二人也

義雅カ召レ具レくる三十騎の侍調度
あり一人調度惣一人ツ都合三十人ナリ

御調度惣と云へ御の字を付て云へ皇君御物御弓矢
を帯して御供あるを云へ也一人あり勤る也武士のあり

其面目とす也御の字を付て云へ皇君調度惣と云へ
私の調度惣也武家ニテ一人ツ也公家ニテ八歳人より也

ハ定す此名別を能かたり

一使節と云へ使者と云へ事也使者より云へりハ使節と云へ
如美歌のよし貞衡説也

一旧記に蔭涼軒とあり京都相國寺此内の寺家の名也此蔭

涼軒の信僧京都將軍の以代より殿中より云へり云へ方極出意

ハ此對面の時ハ奏者役を勤めたり也蔭涼軒ハ相國寺

の西堂也 西堂と云ハ福家の宮也出世の次ハ藏主 首王 軍寮 西堂 東堂 といふ也
西堂よりハ私の官あり東堂ハ禁裏よりハ御付之東堂を長光と云へ和尚共

文正年中の蔭涼軒ハ真崇西堂と云へり也

布衣の役と云へる布衣と書てありいとよむ也布衣とい

うりきぬのよ也袴衣を云へり御太刀を拵り御ありのよ

は此袴ト云へ御車よめす村も同し御美内御社系外

袴式を云へり時ハ事也条々別書ありいの人ハ此ハ

きハ御劔を云へり東寺の南大門の前まで此系あり

東鑑卷五十弘長
元年八月五日ノ
名云出羽ノ藤次
即左衛門尉ニ被
仰可着布衣之旨
之處日爲追之
間將衣難用意之
由御申上ハ月ハ
由生御同ハ月ハ
出布衣ハ後ハ月
時布衣ト云テ
前ニ布衣ト云テ
後ニ布衣ト云テ
トモ云フノ證也

名目扱ニ布衣始
ハウイハシメト
訓アリホイトス
ハ田舎詞ナリト云
帯刀後又帯劔後
トモ云

勇我物語縁会初
宿根以多法ノ条
左右ノ若刀ニ行
ありし時同慶
の人中ハ本めい
はあひあふぶ
然レトモ頼朝ノ
時ハ帯劔後無之
頼朝ノ時ヨリ始
也子細末ニ記ス

一 太刀もき乃後と云ひ乃きも御系内以社系等々世の時内

御供あり帯刀と書きたりウイユヘシ也太刀をはきと御

供の者持出る也ツチハチ帯刀の役ハ自身太刀をもきと御供ある

也大勢左右はづり行列も也カハハコ装束ハあつれ金爲

少々故をおす也装束ニ部永享二年七月廿六日義教公以系内

の時ツチハチ帯刀十二番二行速出金眼の箔を以て故を押し以元

眼紀よと云り天手礼ニモ改事アリ貞治六年三月廿九日中殿以會ツチハチ帯刀十人左

右に書てエーシツ列も系内の一也と云り延文三年十二月廿

二日義詮公御系内御車ノ少先烏帽子速出ツチハチ帯劔九侍二十

五人五人宛並五通り也オウキヤク寶篋院殿以系内記アリたはは

きつをくちりもきと云る也

一 帯刀ツチハチの役室町及代ニハ帯劔謙倉時代ニハの役東鑑卷三十一嘉禄三年八月十五

日ノ条將軍頼朝公ノ代也云駿河前司申云御出之間スルガノビシ帯劔之輩者嘉久元

年正月於宮寺依有事被始此儀是候近々可奉守護之故

也云ツルカラカ兼久元年正月於宮寺依有事ハ兼久元年正月將

軍実朝公ツルカラカ鶴岳八幡宮小系信の時ハ懐別當ツルカラカ公曉ツルカラカ忍び寄て

実朝公を討ちたり也依其次の將軍頼朝公の代より用か

の爲り帯劔の役人を召しつぎハ事始り也

一 侍法師并坊官の事宦位乃部ニ記ス

一 侍法師并坊官の事宦位乃部ニ記ス

一 侍法師并坊官の事宦位乃部ニ記ス

一 侍法師并坊官の事宦位乃部ニ記ス

後三年ノ傍ニテ
袋持甲曹馬止ニ
テ弓ヲ袋ニ入テ
持タリ

一弓袋持と云後ありゆふと云さしとよむ主君の弓袋を
馬上あり持引役人也古ハ式正の村ハ必以役人をあつれらせ
一也建久六年の斐頼朝々入洛の日師弓袋指一騎具をこれ
一由東鑑より入り外東鑑をくく入り

兼差と云侍馬
上ニテ旗ヲ持奉
也旗ヲ主君ノ殿
上ニサレカケル
奉ハアラス

一弓袋差と云弓袋持と云事也差と云ハさくぐと云事之弓袋
捧也サ、グルト云ハサレアグルノ畧語主君の弓を弓袋ニ納め
持也弓を持引役人ハ鎧腹巻あどあて馬に安んず持也主君の
馬に先より安んず也後三年合戦給の末に先より東鑑より入り
多し近世の人弓袋さしと云をいしと云はさくぐと云事之弓袋
すじと云事之弓袋を主人の馬の上より懸る事と云思ふ事也

履あり也近世の人の画がきつる繪を免し主人歩行せり
しより弓袋を主人の頭の上よりかきさしつけし物
らゆしつけし物多しありき事也

一草履取を古ハあしり持と云師成次古実ハ以て
を指し小者よりしめはうされし物也

一公人朝夕人とも事旧記にあり公人ハ人ともよむ朝夕人
ちやうあやしくいふ也公人も朝夕人も公事の時
政所ニテこぼるる役人也年中恒例記に正月は
内始の条云禁裏極於庭上為座次中畢
走庭の事也

公文ト云モ公人
ノ事也公文所ノ
人ト云事也

日秀衛兵部出羽
押領使其衛野又
同卷九云茶衛ハ
文治三年十月繼
父遺跡為出羽陸
奥押領使管領六
郡

源平盛衰記卷四
云左衛門尉入道
ハ西光右衛門尉
入道ハ西光トワ
中ケルニ人ナガ
ヲ所藏ノ預リニ
ヲ種藏呂仕ケリ

東山及年中行事
年中恒例記ホニ
宇治代官模ノ嶋
云番トアリモハ
ノ代官ノ類カ

役の字乃意也在る處之守護の爲に此役人を爲了ラウセキモノ狼藉若
とおさへさせし處を支配させありは役人を押領使と云
也使の字ハ流うひと云おまてハ那ー流うと云義も役乃
字の公也檢非違使あどの使の字も同押領ノ二字ハ人ノ物ヲカシ
トリスルコトハ押領使の押

一藏をあはらるる役人を倉法師と云事京都將軍の御代
御倉を修る入道あり正実坊定泉坊と云兩人也其を
倉法師と云東山殿年中行事云るるり年中恒例記正
月朔日の条以て日供御の以假式中畧御倉より下行み又
十二月廿七日の条以て日供御の道具雜糞も御倉より御下行下

在之ヲ業雜物米穀雜物ハニ階ラスを入ル御倉を修る役人也若ハ入道ニテ
あり一故今を俗稱の役人あまども倉法師と云也若ハ祠
の残りノコ

一代官よりふる古も今替る也古ハ何ありも主君此名代を勤
むのを代官と云今の世此代友と云ハ田舎の農民を支配
て年貢をとり立算用立算する者を云

一古武家古また倉人フホリチリと云ハ既の者ハ事也公家ウチチリも倉人
云ハ大舍人内舍人ウチチリと云官の名也内舍人ハ始ハ大臣此子具
あどのある官也後ハ侍の官もあれり天子行幸の時
前後を守護する役也大舍人ハ宮中あり雜事と退之役

源平盛衰記卷十
三信連戦ノ条ニ
足極共乱レ入テ
サガレ奉レト下
知ヌ
又同十四卷三井
寺金満ノ条ニ足
野二之百人法勝
寺ノ北サテヨリ
三条河原祿園ノ
迎テテスルリト
道シテ在家ニ犬
ヲ放シバトアリ
太平紀卷六六秀
詮見方討死ノ条
ニ捕方足野ノ野
武士三百人両方
の保田へ立候イ
謝ル

カ者ノ事追記
源平盛衰記四十
五卷内大目宗ヒ
ノ条地蔵冠者ト
云中間十カ法師
ト云カ者ヲ友時
ニ相見レテ進ケ
リ云く上古ハ公
家諸家ニカ者ヲ
召進レケレトモ
京都將軍家ニハ
常ニカ者ヲ召進
レガリテ故式正
ノ時所應ヲモカ
カセ長カ持セフ
ルハニハ門跡ノ
カ者ヲ借り用ヒ
ラレレ也

也実の出家ハあはざる也青法師と云青ハ装束の色青
きを云也又同記應永三十年十一月一日の条カ者
同二日の条カ者十
二人白
あり皆多を云

一足輕乃事レヤカタンジ樵談治要云改書ハ文明十二年一条橋
政兼良ノ所作也足輕ダイモクハ物ある

傳止ハジメセシ事昔ノリ天下新ハジメみざる事ハ傳ハジメせざあか
海ダイモクノ旧記あるもある事ハ傳ハジメ目也平家ノころ

始々ハジメあまれる足輕ハ超テウケン過クワノ悪黨也そのゆハ洛中洛
外乃諸社諸寺五山十刹ヒツ公家門跡の滅亡ハかれノ所行也

敵ノハそころより人ヒツあはあきハカありさあさ所城

お屋敷りあまハ火をり多々竹室をみざる事ハおとえもの

強盗カウキヤウノころかたあハ前代未聞の事也下畧是ヲ擧キげり

揃カウキヤウすヨ方此足輕カウキヤウノ事ハ軍陣の爲子諸方の悪黨をめ
くく並カウキヤウてそころ事ト見ミたり強剛カウキヤウありあはげあを

一公方の御小者の名ナニハナハ何名と付也諸家ありも同前記
古実ナニハナハ御小者子若ナニハナとあり永禄十一年朝倉義景亭ハ成記

御小者右ノサキ熊若ナニハナ若左ノサキ梅若ナニハナ千若とあり
貞助雜
記ニ云

御小者ヲ御小
人ト云ナリ
雜記四
十九

一房長刀持者也の之の後の伊勢加賀も自助返答云後領の房ハハ

多いい整あり一其外ハ多く其部將軍時代の人ハ其後と果

さういきをそず物惣整ありたらむも後あり然るも後領

の房はりハいはむの後をそる也是目ある一の為ハ詳あり次

後領ありぬ常のくのめつつ房ハ常のごとくむむ後を

そずすあり

一馬廻と多ハ近習の侍也永正六年五月十五日惠林院殿我植細

川右京を夫ハ終りくる内書の文言ハ然今度敵出張と後

年身馬廻と諸侍等二等如在通ハ及後食ハ衣以神物能く

可レ為レ後領也トアリ

一乗替と云後あり源平盛衰紀卷廿七信濃横田川乗替を使ひ

まる本曾殿リもとあり以外ありまるあり替といふ事を之

より是ハ軍陣の時大將のまり替ハ馬をあらうりとまる侍

乃事をいふとまるといふ

馬部吉祥と云後あり盛衰記卷廿五小督局馬部吉祥二三人

田並と云下賤雜役者あり一詳ありす

一馬部吉祥ノ事既マ前マも記す馬部ハ既の舎人の別号ナル

へし既乃中間ニテ馬の口取ありする者也吉祥又吉上と云事也

是ハ皆解り字也愚按ス黄仕丁あり一黄色ハ無位の者也

眼の色也仕丁ハめはらうる者の事也無位あり黄色の精也

東鑑ノ中將軍御
出ノ行列ノ中ニ
佛東勢二人ト云ク
二見エタリ
馬部ト吉ヒト
又吉ヒト七書也
古今著聞集卷十
七ニ近衛五兵衛
の陣の吉上皆是
ヲ因ケリ云禁秘
檢ニモ吉上アリ

佐々木四郎左衛門尉高綱御禮着此役を勤む以時高綱服楯
を禮の上よりあてし給ふも人々見ゆあやまり之をさるる
ありしを言給が小舎人童使付て言給ふ告るれ高綱喚り
ま君此御禮を忘す日ハ君事あつ時先服楯を以て進
むも者也然るも服楯を御禮の上より忘す也是を難儀と
ハ勇士の故実を忘るる事也といひし事東鑑卷之五之
えつり 御旨持下云後アリ東鑑二所とニ
將軍ノ御旨ヲ持ツ役ノナリ

一 御禮着御旗差御調度掛御方袋指以上四所の役ハ是
量を擡て御付命あるより武士の面目とする役也東
鑑をよみて知るべし

一 隨兵ダイヒヤウと云ハ將軍家御拜賀ハイカの御奉内サニダイ
云御奉内トハ棟裏
へ御入あるを云又ハ御杖ミタビの御奉内サニダイ御拜賀トハ御官位と云ふ
の御奉内トハ棟裏へ御入あるを云
さる時名ある武士幾十餘も裁る時甲冑カウチウを忘るる御
供するを云何と跨る也外の御供の面ハ水干垂垂狩衣
素袍等の装束也隨兵ハ主君を守護する役あり甲
冑を以て弓矢を帯して御供する也禮部卿の御子隨
兵ハ三徳を兼ふ御供する者必し役も修む
禮代レイダイ乃勇士代ノ武弓馬の達者容儀ヨウギ乃御女ミメ
勇あり 容儀ハ是等の御供する者必し役も修む
禮代レイダイといふも是は藝ウタキハ藝ウタキの侍ウイあり用意あり
イハレハ

右頼朝の御東鑑卷廿二之九
雜記四
三三

孔子ノ字漢音ニ
テハヨリレトヨ
ム異音ニテハク
レトヨム

一孔子の役と云ハ教中少く正月評定始の時評定方ハ後人列

唐一將軍家も出陣あり評定始の視式あり其時役人

闡を名ケ闡又ありしる人評定の祭言あり其闡を出入人

を孔子の役にも闡の役にも書也孔子ハ闡の字を二字書し

ふ迄の事まで外も子細もあき事也闡を孔子と書しる例明

月記室町記東鑑等もあきしる闡と書しる所もあり

用ハ村ハ孔子の二字をくくしるあり
コウレトハよきあり

一闡を孔子と書しる例古書も多し定家卿の明月記貞永

二年正月廿一日昨日小弓東馬場殿庭
内府大将見澄以孔子賦分左右勝方左

又云文曆二年十一月三日興心房語給實有右衛門尉カ聳通

能徑光殊請撰孔子賦レハハクモイラト筮○東鑑卷四十七康元二丁巳
八月廿一日曰大慈寺

供養曼奈羅供大阿闍梨等事有評議中畧四人以孔子賦

定云○東鑑脱漏ダツロク
元仁二年乙酉
三月廿一日於御所取孔子致經營結構引出

物等云○室町記卷二應安五年
正月十日曰御評定始中畧孔子津戸左近

將監是闡後
人ヲ云又應安六年
正月十二日御評定始中畧孔子諏方左近將監又同七年
正月十

日御評定始中畧孔子飯尾右近將監此外毎年
孔子トナリ又應安五年十一
月廿二日次御評

定被始行之中畧闡子飯尾右近將監安條ハカリニ
闡ノ字ヲ用ル右乃孔子ハ何レ

モ闡ノ事ヲ孔子ト書タル也孔子漢音コウレ
異音クジ假字也

一國司守護領家地頭の事國司コクシ
シユコ
リヤウケ
ダウ云ハ禁裏より依付て

公家衆を諸國へ下レテ其國への惣支配をす人云之

委細ハ官
位ノ部記

守護と云ハ將軍家より所仰付武士を諸國へ下シテ

其國ノの惣支配を掌る人を云領家と云ハ諸國の内公家

衆の領分を支配人云地頭と云ハ武家の領分を支配する

者を云古ハ國司領家計りて守護地頭ハ無ク也鎌倉朝

々乃村より守護地頭を始りて太平記卷一武家より公

家を茂ナカレハわたりなることハある世々所ある地頭つより

領家ハより國司ハ守護重し國司ハ權一城四ノ朝

廷ハ年々小衰ハ武家ハ日々に盛也

一後者ジュレヤと云ハ人の短いつうみの事也至る人ハ後者より小衰也

歌書草紙物語系どにすさもあると後者ズサあり



